一　次号から第五号までに掲げる職員以外の職員　平成十九年から平成二十二年まで及び平成二十七年

二　平成二十六年四月一日（以下この項において「基準日」という。）において四十六歳に満たない職員（次号から第五号までに掲げる職員を除く。）　平成十九年から平成二十一年まで及び平成二十七年

三　基準日において四十五歳に満たない職員（次号及び第五号に掲げる職員を除く。）　平成十九年、平成二十年及び平成二十七年

四　基準日において四十歳に満たない職員（次号に掲げる職員を除く。）　平成十九年及び平成二十七年

五　基準日において三十八歳に満たない職員　平成二十七年

（人事院規則九―八―五七の一部改正）

3　人事院規則九―八―五七（人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）以後」を「規則九―一三七（平成二十七年一月一日における昇給に関する人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の特例）の施行の日から平成二十六年十二月三十一日までの間」に、「同日において」を「平成二十六年四月一日（以下この項において「調整日」という。）において」に改め、「（当該遡った日が同日の属する年の十一月一日（特定職員にあっては、同年の十月一日）以後である場合にあっては、同年の翌年の一月一日）」を削る。

国会事項

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程は、十一月十二日両議院議長において、次のとおり決定した。

国会職員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条　国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項及び第二項並びに第六条の四第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。

第七条の二第一項中「管理職員又は」を「管理監督職員又は」に改め、同条第二項中「管理職員に」を「管理監督職員に」に改める。

第七条の三第二項中「百分の百五十五」を「百分の百七十」に改める。

第七条の四第二項第一号イ中「百分の六十七・五」を「百分の八十一・五」に、「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改め、同号ロ中「百分の七十七・五」を「百分の九十二・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十二・五」を「百分の三十七・五」に、「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に改め、同号ロ中「百分の四十」を「百分の五十」に改める。

第七条の五第三項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。

附則第四項第四号及び第五号中「（以下この号において「管理監督職員」という。）」を削り、「管理監督職員に」を「同項に規定する両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員に」に改める。

附則第七項中「百分の一・〇一一五」を「百分の一・一三七五」に、「百分の一・三一一五」を「百分の一・五三七五」に、「百分の六十七・五」を「百分の八十七・五」を「百分の百二・五」に改める。

別表第一給料月額の欄中「五九五、二〇〇円」を「五九五、七〇〇円」に、「五六三、六〇〇円」を「五六四、四〇〇円」に、「五三二、九〇〇円」を「五三四、〇〇〇円」に、「五〇〇、五〇〇円」を「五〇一、七〇〇円」に、「四六九、五〇〇円」を「四七〇、六〇〇円」に、「四四一、四〇〇円」を「四四二、六〇〇円」に、「四〇五、二〇〇円」を「四〇六、五〇〇円」に、「三六五、九〇〇円」を「三六七、二〇〇円」に、「三二九、二〇〇円」を「三三〇、五〇〇円」に、「二九七、一一〇〇円」を「二九八、七〇〇円」に、「二七四、二〇〇円」を「二七五、九〇〇円」に、「二五九、一〇〇円」を「二六一、一〇〇円」に改める。

別表第三から別表第五までを次のように改める。

別表第三　行政職給料表（第一条関係）

イ　行政職給料表(一)

職員の区分 / 職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 137,600	円 187,700	円 224,600	円 263,500	円 290,700	円 322,100	円 367,500	円 414,100	円 465,600	円 529,900
2	138,700	189,500	226,500	266,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700	532,900
3	139,900	191,300	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800	536,100
4	141,000	193,100	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900	539,300
5	142,100	194,700	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900	542,400
6	143,200	196,500	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000	544,800
7	144,300	198,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100	547,300
8	145,400	200,100	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200	549,800
9	146,500	201,800	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000	552,200
10	147,900	203,600	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100	554,100
11	149,200	205,400	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100	555,900
12	150,500	207,200	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200	557,800
13	151,800	208,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900	559,600
14	153,300	210,700	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300	561,100
15	154,800	212,600	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600	562,600
16	156,400	214,500	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000	563,900
17	157,700	216,300	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300	565,300
18	159,200	218,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800	566,500
19	160,700	220,100	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300	567,700
20	162,200	222,000	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700	568,900
21	163,600	223,700	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900	570,100
22	166,300	225,600	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400	
23	168,900	227,500	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900	
24	171,500	229,400	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400	
25	174,200	231,000	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600	
26	175,900	232,800	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700	
27	177,600	234,500	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900	
28	179,300	236,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100	